



Title	メルボルン事件の通訳に関する研究
Author(s)	長尾, ひろみ
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58308
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	ながお 尾 ひろみ
博士の専攻分野の名称	博 士（言語文化学）
学 位 記 番 号	第 2 4 2 3 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 22 年 9 月 22 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学 位 論 文 名	メルボルン事件の通訳に関する研究
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 津 田 守 （副査） 大阪市立大学法科大学院特任教授（弁護士） 高見 秀一 准教授 宮原 暁 教 授 千葉 泉 大阪外国語大学名誉教授 溝上 富夫

論 文 内 容 の 要 旨

オーストラリアのメルボルンで1992年に5人の日本人が麻薬の運び屋として逮捕された。しかし、彼らは、オーストラリアに到着する前に、クアラルンプールで一日滞在し、そこでカバンが盗まれ取り替えられたと主張。オーストラリアの裁判所は陪審員裁判でこの事件を裁き、5人に対し有罪判決を下した。その結果、一人は20年、後の4人は15年の実刑で、オーストラリアの刑務所に服役することになった。（実際は全員模範囚として、刑期の2/3の15年と10年、それぞれ服役した後に仮釈放となり、日本に強制送還となる）。

1998年に、大阪弁護士会登録弁護士54人が日本で弁護団を結成。服役中の日本人5人の代理人として国連規約人権委員会に、「公正な裁判を受ける権利」を保証されなかったと主張した「個人通報」を行った。その主な理由として通訳の不備を上げている。幸いオーストラリアは捜査の可視性が保障されており、捜査の取調べがすべて録音されている。陪審員裁判に検察側の証拠として、捜査段階の取調べを録音した調書のテープ起こしをしたものがトランスクリプションとして提出された。それは、捜査官、被疑者、通訳人の3人が発した言葉を文字化したものであるが、英語の部分のみが記載されており、通訳人、被疑者間の日本語部分はすべてFOREIGN LANGUAGEと書かれている。弁護団は録音テープを入手し、このFOERIGN LANGUAGEとされている日本語の部分を、専門家に判読を依頼した。日本語が判読されると、様々な「誤訳」が明らかになった。

筆者は言葉の専門家として、弁護団に依頼され、5人の内の1人のテープ起こしを担当したが、英語の文法ミス、言葉の誤訳、情報の省略、専門用語の無理解による権利告知の簡略化などを指摘報告した。弁護団は、専門家の報告を基に、この裁判は通訳人のミスによる冤罪であると主張。本論文では、筆者が担当した部分の分析を中心に、法廷通訳の技量不足が判決を左右する可能性があるかを指摘し、捜査段階の通訳、裁判所での通訳に必要なことは何かを論じる。

日本では2009年5月より、裁判員制度が始まった。この形態の裁判では、特に今までの書面主義から口頭主義へと手法が変わっている。従来の裁判では公判で書面証拠として提出される書類はすべて事前に通訳人に送られ翻訳をすることで内容把握ができるが、裁判員裁判になると、原稿があったとして

も検察側、弁護側の主張は文字から離れた言葉の論争となる可能性が高い。そんな状況の中で正確な通訳をするためにはかなりの技量を要求される。

本論文はメルボルン事件における通訳の不備を、事例を上げて証明する。そして日本の裁判に関わる通訳人の質の保証のあり方に警告を発する。現在日本においては司法通訳人に対する資格認定も検定制度ない。こんな中で、「公正な裁判を受ける権利」を保障できるのだろうかという問題を考えなければならない。これは通訳人のみの責任ではなく、通訳人を使う弁護側、検察側、裁判所側の言葉に対する配慮があって達成できることであることを本論文で喚起する。

論文審査の結果の要旨

申請者、長尾ひろみの課程博士学位申請論文『メルボルン事件における通訳の研究』は、オーストラリアのメルボルンにおいて発生した、その被疑者及び被告人を日本人（5名）とし、大量のヘロイン密輸を企てたとされる事件において、主として捜査段階（さらには、引き続きの裁判）における通訳方法・内容等と通訳人の資質を取り上げ、実証的に検証しようとするものである。

司法通訳については、周知のように、国際人権法等において、適正かつ迅速な審理を進めるとともに、その国の言語に通じない被疑者・被告人については、意思疎通を図るための通訳を付けることをもって言語権を保障する、となっている。

申請者は、自身が法廷通訳人として約25年間の経験をもつばかりでなく、裁判所が主催する法廷通訳セミナー等の講師を務め、(所属していた)大学及び大学院において通訳の理論と実習科目を担当し、通訳論に関しての多くの論文を執筆し、関連した学会活動も積極的に行ってきた。

本論文の執筆過程では、それらを踏まえ、オーストラリアへの実地調査を重ね、日本において編成された「弁護団」の要請を受け、様々な一次資料の翻訳や分析にも携わってきた。

申請者は、第1章において本論文の目的と意義、データ分析の意味と方法を示した。第2章では、通訳一般を概観しつつ、とりわけ司法通訳について論じた。本論文の中核的なテーマのひとつである司法通訳における職業倫理に関しては、「正確性」、「中立性」、「編集しない、要約しない」から「守秘義務」に至る10項目に及んで詳述がなされている。第3章では、上記のメルボルン事件の背景を概説している。第4章で、申請者は捜査段階において録取された、貴重なテープを起こしたものに、前章の職号倫理に照らしつつ、具体的な分析を加えている。第5章は日本側弁護団が、オーストラリア国内での裁判確定後に、スイスにある国際連合の規約人権委員会に個人通報を行った経緯が紹介されている。翻って第6章では、メルボルン事件が日本の裁判（制度）にいかなる関連性があるのかを論述している。第7章がまとめと結論である。

審査委員会は、本論文が問題意識の明確な、かつオリジナルなデータを提供し、それらに迫力と説得力のある分析を行っていることを高く評価した。メルボルン事

件における問題の本質は何なのか、なぜそれが起きたのかを、司法通訳における「誤訳」と「それを可能にした環境」との関連において言及しているところが本論文の優れた点であった。

一方、学術論文としての書き方にいくつか不備があることが指摘された。関連した先行研究のほとんどない領域であるのに、そのことへのレビューがやや足りなかった。参考文献の提示の仕方に若干の不統一があった。参照ないしは引用されていない多くの文献を「参考文献」リストに加えてしまっていた。

内容的には、この事件の裁判所の公判における法廷通訳人を務めた本人（オーストラリア人）への聞き取りが実施できたのであるから、申請者は論文中にそれを、より一層取り込んで議論を深めて欲しかった、との希望も出された。

また、日本の裁判、とりわけオーストラリアの陪審制度とも比較対象にされうる日本の裁判員制度（平成21年に導入された）を論じるには、まだ1年が経過したばかりではあるが、その経緯をより丁寧にフォローしていくことの必要性が提起された。

以上のような、問題点や今後への課題が存するにしても、本研究の目的は十分に達成されており、本論文の価値を総体として損なうほどのものではないと判断された。

従って、論文審査としては、当該博士論文が本学において博士（言語文化学）の学位を授与するに十分に値するものと、5名の審査委員による全員一致で合格と結論付けた。